

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第1部 総則

頁	修正後内容	旧内容	理由等
5～ 10	<p>第2章 各機関の実施責任と処理すべき業務の大綱</p> <p>第1節 実施責任</p> <p>(略)</p> <p>6 市民</p> <p>市民は、自らの生命、身体および財産を災害から守るといふ防災の基本原則に立って、「<u>最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備</u>」に努めるとともに、防災訓練その他の災害予防にかかる諸活動を推進し、災害時における被害情報の市への報告、被害調査に対する協力、応急対策の実施に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 処理すべき事務または業務の大綱</p> <p>7 指定公共機関</p> <p>(1) <u>西日本旅客鉄道(株)（京滋支社）</u>、東海旅客鉄道(株)（東海鉄道事業本部、新幹線鉄道事業本部、関西支社）</p> <p>ア 鉄道施設の整備と防災管理</p> <p>イ 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力</p> <p>ウ 災害時における県、市町の鉄道通信施設の利用に関する協力</p> <p>エ 被災鉄道施設の復旧</p> <p>(略)</p>	<p>第2章 各機関の実施責任と処理すべき業務の大綱</p> <p>第1節 実施責任</p> <p>(略)</p> <p>6 市民</p> <p>市民は、自らの生命、身体および財産を災害から守るといふ防災の基本原則に立って、「<u>食料、飲料水その他の生活必需物資の3日分の備蓄</u>」に努めるとともに、防災訓練その他の災害予防にかかる諸活動を推進し、災害時における被害情報の市への報告、被害調査に対する協力、応急対策の実施に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 処理すべき事務または業務の大綱</p> <p>7 指定公共機関</p> <p>(1) <u>西日本旅客鉄道(株)（京都支社）</u>、東海旅客鉄道(株)（東海鉄道事業本部、新幹線鉄道事業本部、関西支社）</p> <p>ア 鉄道施設の整備と防災管理</p> <p>イ 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力</p> <p>ウ 災害時における県、市町の鉄道通信施設の利用に関する協力</p> <p>エ 被災鉄道施設の復旧</p> <p>(略)</p>	<p>市民の備蓄については、防災基本計画においても最低3日間、推奨1週間とされているため。</p> <p>【JR西日本】組織改編による修正</p>

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第1部 総則

頁	修正後内容	旧内容	理由等
	(3) KDDI(株)、(株)NTT ドコモ、ソフトバンク (株) <u>楽天モバイル(株)</u> ア 電気通信施設の整備と防災管理 イ 災害時における通信の確保 ウ 被災施設の復旧 (略)	(3) KDDI(株)、(株)NTT ドコモ、ソフトバンク (株) ア 電気通信施設の整備と防災管理 イ 災害時における通信の確保 ウ 被災施設の復旧 (略)	令和4年2月 1日付けで同 社が「指定公共 機関」に修正さ れたため

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第2部 市の概況と防災対策の推進方向

頁	修正後内容	旧内容	理由等
21	<p>第2章 草津市の社会的条件</p> <p>第7節 消防水利施設と消防団の現状</p> <p>消防水利についてみると、<u>令和5年</u>4月1日現在、防火水槽は<u>609</u>基、消火栓は<u>2,514</u>基整備されている。</p> <p>(<u>R5年</u>消防年報（湖南広域消防局発行）による)</p> <p>市の消防団は1団(9分団、条例定員数274人)であり、<u>令和5年</u>4月1日現在の充足率は<u>83%(228人)</u>であり、就業形態別団員の構成は被用者が大半を占めている。</p> <p>(略)</p>	<p>第2章 草津市の社会的条件</p> <p>第7節 消防水利施設と消防団の現状</p> <p>消防水利についてみると、<u>令和4年</u>4月1日現在、防火水槽は<u>604</u>基、消火栓は<u>2,495</u>基整備されている。</p> <p>(<u>R4年</u>消防年報（湖南広域消防局発行）による)</p> <p>市の消防団は1団(9分団、条例定員数274人)であり、<u>令和4年</u>4月1日現在の充足率は<u>85%(232人)</u>であり、就業形態別団員の構成は被用者が大半を占めている。</p> <p>(略)</p>	<p>時点修正</p>

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第3部 災害予防計画

頁	修正後内容	旧内容	理由等
34	<p>第1章 防災知識普及計画</p> <p>第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 計画方針</p> <p>災害から住民の生命、身体、財産を守るため、職員をはじめ住民一人ひとりが日頃から災害について認識を深め、防災の基本となる「自らの身の安全は自らが守る」という理念と、地域住民が互いに助け合うという意識をもって行動することが大切である。従って、市をはじめとする防災関係機関は、日頃から防災知識の普及に努め、住民の防災意識の高揚に努めるものとする。</p> <p>また、市内の企業は、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、地震災害に対する防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入等防災活動の推進に努めるものとし、市は企業と協力して防災力の向上を図る。</p> <p><u>また、市は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。</u></p> <p>第2 事業計画</p> <p>1. 普及すべき防災知識</p> <p>(略)</p> <p>(10) 言い伝えや教訓の伝承</p>	<p>第1章 防災知識普及計画</p> <p>第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 計画方針</p> <p>災害から住民の生命、身体、財産を守るため、職員をはじめ住民一人ひとりが日頃から災害について認識を深め、防災の基本となる「自らの身の安全は自らが守る」という理念と、地域住民が互いに助け合うという意識をもって行動することが大切である。従って、市をはじめとする防災関係機関は、日頃から防災知識の普及に努め、住民の防災意識の高揚に努めるものとする。</p> <p>また、市内の企業は、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、地震災害に対する防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入等防災活動の推進に努めるものとし、市は企業と協力して防災力の向上を図る。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>第2 事業計画</p> <p>1. 普及すべき防災知識</p> <p>(略)</p> <p>(10) 言い伝えや教訓の伝承</p>	<p>県計画と整合を図るための修正</p>

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第3部 災害予防計画

頁	修正後内容	旧内容	理由等
	市は、大規模災害に関する調査分析結果、 <u>映像、石碑やモニュメント</u> を含めた各種資料の収集、保存、公開等により、市民が災害の教訓を伝承する取組を支援する。	市は、大規模災害に関する調査分析結果 <u>や映像</u> を含めた各種資料の収集、保存、公開等により、市民が災害の教訓を伝承する取組を支援する。	
43	<p>第4章 災害に強いまちづくり計画</p> <p>第3節 橋梁、高架の道路等災害予防計画</p> <p>[建設部道路班・<u>経済班</u>]</p> <p>第1 現況と計画方針</p> <p>車両保有台数の増加および貨物輸送の多様化に伴う通行量により交通が集中する中で、災害発生は多大な被害をもたらすことが想定され、道路の不通は被害を拡大するばかりか避難、救助活動等の遅れにも繋がりがねない。特に、橋梁、高架の道路等の災害は、復旧に莫大な費用と長期の日数を要するばかりか、仮復旧であっても迅速な措置は困難な状況である。</p> <p>このため、災害時の緊急車両の通行に有効な通行経路の確保を図るため、道路の段階構成に基づき、重要度に応じて道路構造物の耐震性の強化を推進する。それにより災害に強い道路ネットワークの形成を推進する。</p> <p><u>また、災害時において道の駅草津を道路利用者等の一時避難に利用できるよう、道路管理者と連携協力して必要な施設の整備に努める。</u></p>	<p>第4章 災害に強いまちづくり計画</p> <p>第3節 橋梁、高架の道路等災害予防計画</p> <p>[建設部道路班]</p> <p>第1 現況と計画方針</p> <p>車両保有台数の増加および貨物輸送の多様化に伴う通行量により交通が集中する中で、災害発生は多大な被害をもたらすことが想定され、道路の不通は被害を拡大するばかりか避難、救助活動等の遅れにも繋がりがねない。特に、橋梁、高架の道路等の災害は、復旧に莫大な費用と長期の日数を要するばかりか、仮復旧であっても迅速な措置は困難な状況である。</p> <p>このため、災害時の緊急車両の通行に有効な通行経路の確保を図るため、道路の段階構成に基づき、重要度に応じて道路構造物の耐震性の強化を推進する。それにより災害に強い道路ネットワークの形成を推進する。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>県計画と整合を図るため。 (経済班)</p>
60 ～ 61	<p>第10章 避難行動要支援者(災害時要援護者)安全確保計画</p> <p>第1～2 (略)</p> <p>第3 事業計画</p> <p>3 要支援者の避難体制の整備</p>	<p>第10章 避難行動要支援者(災害時要援護者)安全確保計画</p> <p>第1～2 (略)</p> <p>第3 事業計画</p> <p>3 要支援者の避難体制の整備</p>	

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第3部 災害予防計画

頁	修正後内容	旧内容	理由等
	<p>(略)</p> <p>(1) <u>避難行動要支援者対象者名簿</u>の整備</p> <p>市は、平常時より自治会もしくは地区ごとに要支援者を指定し、<u>避難行動要支援者対象者名簿（以下「要支援者リスト」という。）</u>を作成するものとする。また、<u>要支援者リスト</u>については、地域における要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>市は、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、要支援者本人の同意がある場合には、あらかじめ<u>避難行動要支援者登録者名簿（以下「要支援者登録リスト」という。）</u>を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>市は、県が独自に保有する要配慮者の情報について、県より提供を受けるものとする。</p> <p>(3) 要支援者個別避難計画の作成</p> <p>市は、防災担当部局や福祉担当部局、保健・医療担当</p>	<p>(略)</p> <p>(1) <u>要支援者名簿</u>の整備</p> <p>市は、平常時より自治会もしくは地区ごとに要支援者を指定し、<u>要支援者名簿</u>を作成するものとする。<u>（個人情報保護との関係で要支援者の理解が必要であり、福祉部局が要支援者の理解、民生委員の協力を得るなどして作成する。）</u>また、<u>要支援者名簿</u>については、地域における要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>市は、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、要支援者本人の同意がある場合には、あらかじめ<u>要支援者名簿</u>を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>市は、県が独自に保有する要配慮者の情報について、県より提供を受けるものとする。</p> <p>(3) 要支援者個別避難計画の作成</p> <p>市は、防災担当部局や福祉担当部局、保健・医療担当</p>	<p>避難行動要支援者対象者名簿は市が把握している情報に基づき作成するため。</p> <p>避難支援等に携わる関係者へ情報提供することに同意した、要支援者の名簿が、避難行動要支援者名簿であるため。</p>

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第3部 災害予防計画

頁	修正後内容	旧内容	理由等
	<p>部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・<u>児童委員</u>、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、<u>要支援者リスト</u>情報に係る要支援者ごとに作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p>	<p>部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、<u>要支援者名簿</u>情報に係る要支援者ごとに作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p>	

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第5部 災害復旧計画

頁	修正後内容	旧内容	理由等
66 ～ 67	<p>第1章 防災組織整備計画 第2節 動員計画 (略)</p> <p>第2 地震災害発生時の活動体制</p> <p>地震発生時の災害応急対策活動は、地震の規模および被害の状況に応じて下図のとおり実施する。</p> <p>また、初動体制は、広域消防の24時間体制の状況を踏まえ、市の防災担当者が登庁するまでの間、市の初動連絡体制（災害情報連絡、市幹部職員、担当者およびその他の関係機関）および災害初期の情報収集・伝達（被害状況等）は広域消防が担うものとし、当該職員が登庁後は直ちにその事務を引き継ぐものとする。なお、下記の条件に満たない場合においても、被害状況等について判断のうえ、関係機関と調整し、状況に即した災害応急対策活動を実施する。</p> <p>[災害発生時の活動体制]</p>	<p>第1章 防災組織整備計画 第2節 動員計画 (略)</p> <p>第2 地震災害発生時の活動体制</p> <p>地震発生時の災害応急対策活動は、地震の規模および被害の状況に応じて下図のとおり実施する。</p> <p>また、初動体制は、広域消防の24時間体制の状況を踏まえ、市の防災担当者が登庁するまでの間、市の初動連絡体制（災害情報連絡、市幹部職員、担当者およびその他の関係機関）および災害初期の情報収集・伝達（被害状況等）は広域消防が担うものとし、当該職員が登庁後は直ちにその事務を引き継ぐものとする。なお、下記の条件に満たない場合においても、被害状況等について判断のうえ、関係機関と調整し、状況に即した災害応急対策活動を実施する。</p> <p>[災害発生時の活動体制]</p>	<p>県計画と整合を図るための修正</p>

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第5部 災害復旧計画

1 地震災害時の配備体制

市域において地震災害が発生した場合、その責務を遂行するため災害対策本部を設置し応急対策に従事する職員の配置に万全を期す。

なお、災害対策本部が設置される以前における応急対策はおおむね次の基準により配備し、被害等の情報収集・小規模の災害応急対策等にあたる。

配備区分	配備内容	配備人員
地震警戒 1号体制	市の地域に震度4の地震が発生した場合、災害に関する情報収集および県との情報交換を行う態勢	防災担当職員
地震警戒 2号体制	市の地域に震度5弱の地震が発生した場合又は、気象庁より南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、災害に関する情報収集および応急対策を準備する態勢	各班長以上の職員（消防班除く） 前線基地班、初動特別支援要員 および本庁舎近傍の職員
災害警戒 本部	市の地域に震度5強の地震が発生した場合又は、気象庁より南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、災害に関する警戒もしくは小規模の応急対策を実施する態勢	職員全員
災害対策 本部	市の地域に震度8弱以上 または長周期地震動階級4 の地震が発生した場合、市が全力をあげて防災活動を実施する態勢	職員全員

2 災害対策本部等の設置および廃止

(1) 地震災害警戒本部、災害対策本部の設置および廃止基準

1 地震災害時の配備体制

市域において地震災害が発生した場合、その責務を遂行するため災害対策本部を設置し応急対策に従事する職員の配置に万全を期す。

なお、災害対策本部が設置される以前における応急対策はおおむね次の基準により配備し、被害等の情報収集・小規模の災害応急対策等にあたる。

配備区分	配備内容	配備人員
地震警戒 1号体制	市の地域に震度4の地震が発生した場合、災害に関する情報収集および県との情報交換を行う態勢	防災担当職員
地震警戒 2号体制	市の地域に震度5弱の地震が発生した場合又は、気象庁より南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、災害に関する情報収集および応急対策を準備する態勢	各班長以上の職員（消防班除く） 前線基地班、初動特別支援要員 および本庁舎近傍の職員
災害警戒 本部	市の地域に震度5強の地震が発生した場合又は、気象庁より南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、災害に関する警戒もしくは小規模の応急対策を実施する態勢	職員全員
災害対策 本部	市の地域に震度8弱以上の地震が発生した場合、市が全力をあげて防災活動を実施する態勢	職員全員

2 災害対策本部等の設置および廃止

(1) 地震災害警戒本部、災害対策本部の設置および廃止基準

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第5部 災害復旧計画

	<p>ア 設置基準</p> <p>(ア) 気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、地震災害警戒本部を設置するものとする。</p> <p>(イ) 市の地域に震度5強の地震が発生した場合は、地震災害警戒本部を設置するものとする。</p> <p>なお、震度5強未満の地震の場合においても被害の状況により、市長の判断で地震災害警戒本部を設置する場合がある。</p> <p>(ウ) 市の地域に震度6弱以上<u>または長周期地震動階級4</u>の地震が発生した場合は、災害対策本部を設置するものとする。</p> <p>なお、震度6弱未満<u>または長周期地震動階級4未満</u>の地震の場合においても被害の状況により、市長の判断で災害対策本部を設置する場合がある。</p> <p>イ 廃止基準</p> <p>(ア) 市の地域について、災害発生の恐れが解消したとき。</p> <p>(イ) 災害応急対策が概ね完了したとき。</p>	<p>ア 設置基準</p> <p>(ア) 気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、地震災害警戒本部を設置するものとする。</p> <p>(イ) 市の地域に震度5強の地震が発生した場合は、地震災害警戒本部を設置するものとする。</p> <p>なお、震度5強未満の地震の場合においても被害の状況により、市長の判断で地震災害警戒本部を設置する場合がある。</p> <p>(ウ) 市の地域に震度6弱以上の地震が発生した場合は、災害対策本部を設置するものとする。</p> <p>なお、震度6弱未満の地震の場合においても被害の状況により、市長の判断で災害対策本部を設置する場合がある。</p> <p>イ 廃止基準</p> <p>(ア) 市の地域について、災害発生の恐れが解消したとき。</p> <p>(イ) 災害応急対策が概ね完了したとき。</p>	
81	<p>第3節 安否情報の提供</p> <p>[総務部総括班・広報渉外班、避難対策部避難所班・捜索班]</p> <p>(1) 基本方針 (略)</p> <p>(2) 安否不明者・死者等の氏名等公表</p> <p><u>市は、災害時における要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</u></p> <p>市は、災害時における安否不明者・死者等の氏名等公表につ</p>	<p>第3節 安否情報の提供</p> <p>[総務部総括班・広報渉外班、避難対策部避難所班・捜索班]</p> <p>(1) 基本方針 (略)</p> <p>(2) 安否不明者・死者等の氏名等公表</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>市は、災害時における安否不明者・死者等の氏名等公表につ</p>	<p>県計画と整合を図るための修正</p>

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第5部 災害復旧計画

	<p>いて、救助活動の効率化や、情報の錯そうによる混乱回避に繋がる可能性があることから、県が定めた氏名等の公表方針に準じて公表するよう努めるものとする。</p> <p>なお、この方針については、国および県からの指針等が示された場合や運用を行う中で、適宜、見直しを行うものとする。</p> <p>資料編 VIII-10：「災害時の死者・安否不明者等の氏名等公表にかかる県の方針」</p>	<p>て、救助活動の効率化や、情報の錯そうによる混乱回避に繋がる可能性があることから、県が定めた氏名等の公表方針に準じて公表するよう努めるものとする。</p> <p>なお、この方針については、国および県からの指針等が示された場合や運用を行う中で、適宜、見直しを行うものとする。</p> <p>資料編 VIII-10：「災害時の死者・安否不明者等の氏名等公表にかかる県の方針」</p>	
83	<p>第3章 消防計画</p> <p style="text-align: right;">[消防部消防班]</p> <p>(略)</p> <p>第3 消防署の体制</p> <p>(略)</p> <p><u>2 優先対処する事案</u></p> <p><u>複数の箇所で事案が同時多発的に発生し、消防隊等の出動に優先順位を付ける必要がある場合における判断基準は次によるものとする。</u></p> <p><u>(1) 第1優先</u></p> <p><u>人命危険が大である事案、次いで延焼危険のある火災や急激な増水等の被害が拡大するおそれが高い事案</u></p> <p><u>(2) 第2優先（重点防ぎょ施設）</u></p> <p><u>住民生活や災害対応に多大な影響を及ぼす施設の防ぎょ活動</u></p> <p><u>ア 学校、体育館、公民館、集会所等の避難者収容施設</u></p> <p><u>イ 病院、福祉施設等の救護施設</u></p> <p><u>ウ 市役所、警察署、河川事務所、道路事務所等の災害</u></p>	<p>第3章 消防計画</p> <p style="text-align: right;">[消防部消防班]</p> <p>(略)</p> <p>第3 消防署の体制</p> <p>(略)</p> <p><u>2 消防隊の活動方針</u></p> <p><u>人命の安全確保を図るため、火災、救助および救急が多発したときは、消火活動を優先させることを原則とし、次の活動を総合的に展開する。なお、消防団、自主防災組織等の協力を得るなど、効果的な活動となるように努める。</u></p> <p><u>(1) 消防活動の原則</u></p> <p><u>ア 火災現場活動優先の原則(火災とがけ崩れ等の同時発生の場合、原則として火災防ぎょを優先する。)</u></p> <p><u>イ 避難地、避難路等の確保優先の原則</u></p> <p><u>ウ 重要地区優先の原則(重要防ぎょ施設周辺と市街地等から同時に火災発生した場合は、重要防ぎょ施設の防ぎょを優先する。)</u></p> <p><u>エ 市街地火災防ぎょ優先の原則</u></p>	<p>令和4年8月改訂の湖南広域消防局 非常災害警備計画と整合を図るための修正</p> <p>(現行は平成30年4月改正の旧：地震災害警備計画を引用されたもの。)</p> <p>(消防班)</p>

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第5部 災害復旧計画

	<p><u>対策中枢施設</u> <u>エ テレビ局、ラジオ局、新聞社等の報道機関施設</u></p>	<p><u>(2) 救助活動の原則</u> <u>ア 情報収集の実施と分析により救命の可能性が高い現場での優先活動</u> <u>イ 二次災害の予防措置を徹底した活動</u> <u>ウ 消防隊、消防団および自主防災組織等との連携した救助活動</u> <u>(3) 救急活動の原則</u> <u>ア 応急救護所の設置とトリアージを徹底した処置および搬送活動</u> <u>イ 傷病者の記録と医療機関との連携した活動</u> <u>ウ 消防隊、消防団および自主防災組織等との連携した救急活動</u></p>	
84	<p>第4章 災害救助保護計画 第1節 災害救助法の適用計画 [総務部調査班、救援部救援班] (略) 第2 計画内容 1 適用基準 (略) (2) 災害の発生するおそれがある場合 災害が発生するおそれがある<u>段階</u>において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、滋賀県内がその所管区域に含まれ、本市において当該災害により被害を受けるおそれがあること。</p>	<p>第4章 災害救助保護計画 第1節 災害救助法の適用計画 [総務部調査班、救援部救援班] (略) 第2 計画内容 1 適用基準 (略) (2) 災害の発生するおそれがある場合 災害が発生するおそれがある<u>場合</u>において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、滋賀県内がその所管区域に含まれ、本市において当該災害により被害を受けるおそれがあること。</p>	<p>県計画と整合を図るための修正</p>

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第5部 災害復旧計画

88	<p>第4章 災害救助保護計画 第2節 避難救出計画 (略) 第2 計画内容 (略) 2 避難所の開設 (略) (2) 福祉避難所の指定等 市は、一般の避難所生活が困難である<u>高齢者、障害者、医療的ケアを必要とする者等の</u>要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所については、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」および「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」を参考に、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するように努める。<u>特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。</u> (略)</p>	<p>第4章 災害救助保護計画 第2節 避難救出計画 (略) 第2 計画内容 (略) 2 避難所の開設 (略) (2) 福祉避難所の指定等 市は、一般の避難所生活が困難である要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所については、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」および「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」を参考に、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するように努める。 <u>(追記)</u> (略)</p>	<p>県計画と整合を図るための修正</p>
105	<p>第5節 給水計画 第2 計画内容 2 給水の活動 (1) 上下水道部の設置 <u>(削除)</u></p>	<p>第5節 給水計画 第2 計画内容 2 給水の活動 (1) 上下水道部の設置 <u>資料編 III-6：上下水道部の組織および事務分掌</u></p>	<p>資料編の該当箇所は、以前に削除済みのため。 (上下水道総務班)</p>

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第5部 災害復旧計画

<p>108 ～ 110</p>	<p>第4章 災害救助保護計画 (略)</p> <p>第7節 住宅応急対策計画 第1 計画方針</p> <p>災害が発生した場合、家屋や宅地の被災状況調査を迅速に実施し、二次災害の防止に努める。</p> <p>また、地震災害によって住宅が倒壊、焼失、破損等のために居住することができなくなり、自己資力では修復または再建が不可能な被災者を対象として、応急仮設住宅の供給や被災住宅の応急修理<u>および被災した住宅の障害物の除去</u>を行うことにより居住の安定を図る。</p> <p>(略)</p> <p>第3 計画内容 (略)</p> <p>2. 災害救助法に基づく応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理<u>および被災した住宅の障害物の除去</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 住宅の応急修理</p> <p><u>ア 対象者</u></p> <p><u>地震のため住家が半壊、半焼もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者または大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。</u></p> <p><u>イ 応急処理</u></p> <p><u>市本部は、被災した住宅の居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、応急修理を実施し、居住の安定を</u></p>	<p>第4章 災害救助保護計画 (略)</p> <p>第7節 住宅応急対策計画 第1 計画方針</p> <p>災害が発生した場合、家屋や宅地の被災状況調査を迅速に実施し、二次災害の防止に努める。</p> <p>また、地震災害によって住宅が倒壊、焼失、破損等のために居住することができなくなり、自己資力では修復または再建が不可能な被災者を対象として、応急仮設住宅の供給や被災住宅の応急修理を行うことにより居住の安定を図る。</p> <p>(略)</p> <p>第3 計画内容 (略)</p> <p>2. 災害救助法に基づく応急仮設住宅の設置<u>および</u>住宅の応急修理</p> <p>(略)</p> <p>(2) 住宅の応急修理</p> <p><u>ア 対象</u></p> <p><u>住家が半壊または半焼し、当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力では応急修理をすることができない者で応急仮設住宅(民間賃貸住宅等の借り上げを含む)を利用しない者</u></p> <p><u>イ 修理戸数</u></p> <p><u>住家が半壊または半焼した戸数の3割の範囲内</u></p>	<p>県計画と整合を図るための修正</p>
--------------------------	---	--	-----------------------

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第5部 災害復旧計画

	<p><u>図る。</u></p> <p><u>ウ 費用の限度、期間等</u></p> <p><u>費用の限度、期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準」(平成 25 年 10 月 1 日付内閣府告示第 228 号) 第 7 条による。</u></p> <p><u>(3) 被災した住宅の障害物の除去</u></p> <p><u>ア 対象</u></p> <p><u>地震により居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所または玄関に土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下、この号において「障害物」という。)が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者。</u></p> <p><u>イ 障害物の除去</u></p> <p><u>市本部は、被災した住宅の居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分または玄関について障害物の除去を実施し、居住の安定を図る。</u></p> <p><u>ウ 費用の限度、期間等</u></p> <p><u>費用の限度、期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準」(平成 25 年 10 月 1 日付内閣府告示第 228 号) 第 12 条による。</u></p>	<p><u>ウ 修理内容、費用限度および期間</u></p> <p><u>第 4 部第 4 章第 1 節「災害救助法の適用計画」の定めるところによる。</u></p> <p>(追記)</p>	
142	<p>第 12 章 下水道施設応急対策計画</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 計画内容</p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>第 12 章 下水道施設応急対策計画</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 計画内容</p> <p>(略)</p> <p><u>4 農業集落排水施設の応急対策</u></p>	<p>農業集落排水施設を廃止したため。</p> <p>(上下水道班)</p>

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第5部 災害復旧計画

		<u>災害により、農業集落排水施設が被災した場合、下水道施設に準じ、上記の応急措置を実施する。</u>	
145	<p>第14章 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 計画内容 (略)</p> <p>2 災害派遣要請の依頼</p> <p>(3)市長が知事に対して災害派遣要請を要求しようとするときは、文書または電話等で行う。ただし、緊急を要し文書で要請するいとまがない場合は、電話等で防災危機管理局に依頼し、事後速やかに文書を送達するものとする。</p> <p>また、通信途絶等により市長が知事へ要求ができない場合は、その旨および災害の状況を<u>第3 偵察戦闘大隊長</u>に直接通知することができる。</p> <p>通知を受けた<u>第3 偵察戦闘大隊長</u>は、特に緊急を要し知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、直接自衛隊等を派遣することができる。知事は陸上自衛隊今津駐屯地司令(<u>第3 偵察戦闘大隊</u>)を優先して次により要請する。</p>	<p>第14章 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 計画内容 (略)</p> <p>2 災害派遣要請の依頼</p> <p>(3)市長が知事に対して災害派遣要請を要求しようとするときは、文書または電話等で行う。ただし、緊急を要し文書で要請するいとまがない場合は、電話等で防災危機管理局に依頼し、事後速やかに文書を送達するものとする。</p> <p>また、通信途絶等により市長が知事へ要求ができない場合は、その旨および災害の状況を<u>第3 戦車大隊長</u>に直接通知することができる。</p> <p>通知を受けた<u>第3 戦車大隊長</u>は、特に緊急を要し知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、直接自衛隊等を派遣することができる。知事は陸上自衛隊今津駐屯地司令(<u>第3 戦車大隊</u>)を優先して次により要請する。</p>	組織改編によるもの

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第5部 災害復旧計画

優先順	要 請 先	所在地	電話等	優先順	要 請 先	所在地	電話等
1	今津駐屯地司令である第3偵察戦闘大隊長(以下「第3偵察戦闘大隊長(今津駐屯地司令)」という。)(窓口：第3係)	滋賀県高島市 今津町平郷	NTT：0740-22-2581 (内線：235・236) 県防災行政無線：171-0	1	今津駐屯地司令である第3戦車大隊長(以下「第3戦車大隊長(今津駐屯地司令)」という。)(窓口：第3係)	滋賀県高島市 今津町平郷	NTT：0740-22-2581 (内線：235・236) 県防災行政無線：171-0
2	陸上自衛隊中部方面総監部防衛部防衛課運用室	兵庫県伊丹市 緑ヶ丘7-1-1	NTT：072-782-0001 (内線：2259)	2	陸上自衛隊中部方面総監部防衛部防衛課運用室	兵庫県伊丹市 緑ヶ丘7-1-1	NTT：072-782-0001 (内線：2259)
3	大津駐屯地司令である方面混成団長(以下「方面混成団長(大津駐屯地司令)」という。)(窓口：訓練科)	滋賀県大津市 際川1-1-1	NTT：077-523-0034 (内線：230・232) 県防災行政無線：174-0	3	大津駐屯地司令である方面混成団長(以下「方面混成団長(大津駐屯地司令)」という。)(窓口：訓練科)	滋賀県大津市 際川1-1-1	NTT：077-523-0034 (内線：230・232) 県防災行政無線：174-0